

調査の概要

【調査の沿革】

昭和 51 年から 5 年ごとに行われており、平成 23 年は 8 回目の調査になります。

【調査の時期】

平成 23 年 10 月 20 日現在で実施されました。

(生活時間の配分についての調査は、10 月 15 日から 10 月 23 日までの 9 日間のうち、調査区ごとに指定される連続する 2 日間)

【調査の根拠法令】

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計として、社会生活基本調査規則（昭和 56 年総理府令第 38 号）に基づいて実施されました。

【調査の対象】

国勢調査の調査区のうち、総務大臣の指定する調査区に居住する世帯の中から抽出した世帯に、ふだん住んでいる 10 歳以上の世帯員を対象としています。

(全 国) 約 6,900 調査区、約 83,000 世帯

(千葉県) 203 調査区、約 2,400 世帯

ただし、以下の者は調査の対象から除かれています。

- ア 外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む）
- イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員（家族を含む）
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の被収容者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者
- カ 社会福祉施設の入所者
- キ 病院、療養所等の入院患者
- ク 水上に住居を有する者

【調査の方法】

総務省統計局－都道府県－指導員－調査員－調査世帯の流れで行われ、調査票は、過去1年間のさまざまな活動状況や指定された2日間の時間の過ごし方を調査する『調査票A』と、指定された2日間の時間の過ごし方をできるだけ詳しく、具体的に記入する『調査票B』の2種類があり、それぞれ指定された調査区の調査対象世帯に調査員が配布し、収集しました。

なお、一部の地域では、インターネットによる回答も可能となりました。

【調査事項】

『調査票A』	『調査票B』
【すべての世帯員に関する事項】	
ア 世帯主との続柄	
イ 出生の年月又は年齢	
ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況	
【10歳未満の世帯員に関する事項】	
育児支援の利用の状況	
【10歳以上の世帯員に関する事項】	
ア 氏名	ア 氏名
イ 男女の別	イ 男女の別
ウ 配偶の関係	ウ 配偶の関係
エ 学習・研究活動の状況	エ 携帯電話、パーソナル
オ ボランティア活動の状況	コンピュータその他情報通信に
カ スポーツ活動の状況	関連する機器の使用状況
キ 趣味・娯楽活動の状況	
ク 旅行・行楽の状況	
ケ 生活時間の配分及び天候	オ 生活時間の配分及び天候

『調査票A』	『調査票B』
【 15 歳以上の世帯員に関する事項 】	
ア 介護の状況 イ 就業状態 ウ 就業希望の状況 エ 従業上の地位 オ 勤務形態 カ 年次有給休暇の取得日数 キ 仕事の種類 ク 所属の企業全体の従業者数 ケ ふだんの1週間の就業時間 コ 希望する1週間の就業時間 サ 通勤時間 シ ふだんの健康状態 ス 仕事からの年間収入	ア 介護の状況 イ 就業状態 ウ 従業上の地位 エ 勤務形態 オ 年次有給休暇の取得日数 カ 仕事の種類 キ ふだんの1週間の就業時間 ク 希望する1週間の就業時間 ケ ふだんの健康状態 コ 仕事からの年間収入
【 60 歳以上の世帯員に関する事項 】 子の住居の所在地	
【 世帯に関する事項 】 ア 世帯の種類 イ 10 歳以上の世帯員数 ウ 10 歳未満の世帯員数 エ 住居の種類 オ 自家用車の所有の状況 カ 世帯の年間収入 キ 介護支援の利用の状況 ク 不在者の有無	

【結果の利用】

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のために

政府の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の中で、社会生活基本調査から分かる「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」が、男女が協力して子育てに関わることによる多様な働き方の選択の実現に関する数値目標として利用されています。

○男女共同参画社会の形成のために

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画では、男女の置かれた状況を客観的に把握するための統計整備を、重要な施策の一つとしてあげています。

特に、男女の家事、育児、介護等、無償労働の把握のための基礎資料として、社会生活基本調査における生活時間の把握が欠かせないものとなっています。

○少子化社会への対策のために

政府では、少子化社会対策基本法に基づき、「子ども・子育てビジョン」を策定し、社会全体で子育てを支えることにより、家庭を築き、子どもを産み育てるという個々人の希望がかなえられる社会を実現するための施策を推進しています。

○高齢社会への対策のために

急速に進む高齢化への対策のために、国や地方公共団体では、一人でいた時間や家族といた時間など高齢者の時間の過ごし方や、スポーツ、趣味、娯楽、ボランティア活動などに関して、社会生活基本調査の結果を活用しています。